

## は し が き

本書は、フリーランスをめぐるトラブルをどのように解決すべきか、どのように予防すべきか、トラブルの類型別に実務対応を解説したものです。

フリーランスといえば、2024年11月1日に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス法）が施行されたことが、記憶に新しい出来事です。フリーランス法を知り、遵守することが、フリーランス・トラブルを解決し、かつ予防するために重要であることは言うまでもありません。かくいう筆者も、フリーランス法対応の書籍として、『実務フロー順でわかるフリーランス法への対応』（中央経済社、2025年、単著）、『フリーランスとの取引と企業対応』（有斐閣、2025年、共著）、『ケーススタディでわかる フリーランス・事業者間取引適正化等法の実務対応』（第一法規、2024年、共編著）、『Q&A 実務家のためのフリーランス法のポイントと実務対応』（新日本法規、2024年、共編著）という4冊もの書籍を世に送り出してきました。

しかし、フリーランス・トラブルを解決し、予防するためには、フリーランス法を遵守しておきさえすれば足りるわけではなく、実際には、民法その他の民事一般法、労働法、独禁法・取適法（旧下請法）、民事手続法など数多の法分野の知識が必要です。筆者は、第二東京弁護士会が厚労省から委託を受けて運営している「フリーランス・トラブル110番」事業において、フリーランスからの数多の無料法律相談に応じてきました。同事業の累計相談件数は既に2万件を超えており、筆者自身がこれまで経験してきた相談件数も、おそらく数百件程度に上ります。数多くのフリーランス・トラブルに対し相談に応じてきた弁護士の一人として痛感することは、フリーランス・トラブル解決の現場では、フリーランス法だけですべてのトラブルを解決できるわけではないということです。この傾向は、フリーランス法施行前はもとより、同法が施行され

た2024年11月1日以降もあまり変わっていません。フリーランス法の  
みならず、民法、労働法、独禁法など他の法分野も含めて、フリーラン  
ス・トラブルへの対処法を解説したいという問題意識は、ここから生ま  
れてきます。

同様の問題意識に立つ書籍として、筆者は、『フリーランスハンドブッ  
ク』（労働開発研究会、2021年、共編著）、前掲『フリーランスとの取  
引と企業対応』を既に刊行しています。しかし、『フリーランスハンド  
ブック』はフリーランス法施行前に刊行されたものであり、同法をも踏  
まえた対応を解説したいと思ってきました。また、『フリーランスとの  
取引と企業対応』は、主として発注者を読者と想定したものであり、フ  
リーランス側（に立つ専門家）の立場に立った書籍ではありませんでし  
た。また、基本的に法分野ごとに整理して、どちらかといえば理論的な  
側面を深掘りした書籍であり、現場で起きている具体的トラブルにダイ  
レクトにアプローチすることを主眼にした書籍を書きたいと常々思っ  
てきました。

そこで、本書では、以下のポイントをコンセプトにおきたいと思いま  
す。既にフリーランス法については（筆者の手によるものも含めて）数  
多くの書籍が刊行されていますが、以下の点が、他の類書と比較した本  
書の特徴（価値）だといえます。

- ① フリーランス法のみを取り扱うのではなく、民法、労働法、独禁法  
その他のフリーランス・トラブルの解決予防に必要な他の法分野も幅  
広く扱います。
- ② 法分野ではなくトラブル類型別に、実務対応を解説します。
- ③ フリーランスへ業務委託する発注者の立場のみならず、フリーラン  
スの立場・フリーランスに助言を行う専門家（弁護士、社会保険労務  
士等）の立場にも立って、解説します。

以上のようなコンセプトのもとに、筆者は、フリーランス・トラブル

110番の相談現場で考え、悩み、回答してきた内容を、惜しげもなくそのまま本書に記載しました。それだけに、とても臨場感があります。本書は、相談現場ですぐに回答を迫られる弁護士その他の専門家にとっても、また発注者・フリーランス自身にとっても、目の前のトラブルにダイレクトに役立つものと自負しています。

本書が、発注者とフリーランス双方にとって望ましい実務の実現のためにお役に立つことができたならば、望外の喜びです。

2026年7月

弁護士 宇賀神 崇

## 第1章 フリーランスをめぐる法制度と実態

|     |                     |    |
|-----|---------------------|----|
| 1   | フリーランスの定義           | 18 |
| (1) | フリーランス法以前の議論        | 18 |
| (2) | フリーランス法での定義         | 20 |
| 2   | フリーランスをめぐる統計        | 21 |
| (1) | フリーランスの数            | 21 |
| (2) | フリーランス・トラブルの実情      | 22 |
| 3   | フリーランスをめぐる法規制の全体像   | 26 |
| (1) | 労働法                 | 26 |
| (2) | 独禁法・取適法（旧下請法）       | 27 |
| (3) | 消費者法                | 28 |
| (4) | 民法                  | 29 |
| (5) | フリーランス法             | 30 |
| (6) | 各法分野の適用関係           | 31 |
| 4   | 補論：フリーランス法の私法的効力    | 32 |
| (1) | 私法上の効力の実務上の重要性      | 32 |
| (2) | 独禁法の私法上の効力          | 34 |
| (3) | 下請法（取適法）の私法上の効力     | 37 |
| (4) | 労基法の私法上の効力          | 40 |
| (5) | 労働法規上の「配慮義務」の私法上の効力 | 40 |
| (6) | その他の労働法規の私法上の効力     | 42 |
| (7) | フリーランス法の私法上の効力      | 43 |

## 第2章 フリーランスと「労働者」性、フリーランス法の適用範囲

|     |               |    |
|-----|---------------|----|
| 1   | （労基法上の）労働者性   | 52 |
| (1) | 「偽装フリーランス」の問題 | 52 |
| (2) | 「労働者」性の判断基準   | 56 |
| (3) | 「労働者」性チェックリスト | 58 |

|                                             |            |
|---------------------------------------------|------------|
| (4) 発注者の実務対応                                | 66         |
| (5) フリーランスの実務対応                             | 71         |
| <b>2 (フリーランス法上の)「特定受託事業者」該当性</b>            | <b>77</b>  |
| (1) 「特定受託事業者」の定義                            | 77         |
| (2) 「業務委託」                                  | 78         |
| (3) 「事業者」                                   | 80         |
| (4) 「従業員」の使用                                | 85         |
| (5) 法人であって、「代表者」のほかに「役員」がない                 | 87         |
| (6) 「特定受託事業者」該当性の判断基準時                      | 92         |
| (7) 「特定受託事業者」該当性の判断方法                       | 97         |
| (8) 発注者の実務対応                                | 99         |
| (9) フリーランスの実務対応                             | 108        |
| <b>3 (フリーランス法上の)「業務委託事業者」「特定業務委託事業者」該当性</b> | <b>109</b> |
| (1) 「業務委託事業者」の定義                            | 109        |
| (2) 「特定業務委託事業者」の定義                          | 110        |
| (3) 発注者に適用されるフリーランス法の規定                     | 110        |
| (4) 発注者の実務対応                                | 111        |
| (5) フリーランスの実務対応                             | 112        |
| <b>4 フリーランス法の時的適用範囲</b>                     | <b>112</b> |
| (1) 一般論                                     | 112        |
| (2) 「継続的業務委託」の期間と施行日前の業務委託                  | 113        |
| (3) ハラスメント対策義務                              | 114        |
| (4) 発注者の実務対応                                | 115        |
| (5) フリーランスの実務対応                             | 115        |

## 第3章 報酬トラブル

|                       |            |
|-----------------------|------------|
| <b>1 単純な報酬不払のトラブル</b> | <b>118</b> |
| (1) トラブルの実情           | 118        |
| (2) 契約や民商法による解決       | 119        |

|                                        |            |
|----------------------------------------|------------|
| (3) フリーランス法上の報酬支払期日                    | 125        |
| (4) 発注者の実務対応                           | 142        |
| (5) フリーランスの実務対応                        | 144        |
| <b>2 成果物に問題がある場合のトラブル</b>              | <b>146</b> |
| (1) トラブルの実情                            | 146        |
| (2) 契約や民商法による解決                        | 147        |
| (3) フリーランス法上の報酬減額規制                    | 153        |
| (4) フリーランス法上の受領拒否・返品規制（物品、情報<br>成果物）   | 159        |
| (5) フリーランス法上の給付内容変更・やり直し規制             | 163        |
| (6) 発注者の実務対応                           | 167        |
| (7) フリーランスの実務対応                        | 169        |
| <b>3 契約の範囲内の業務か否かが争われるトラブル</b>         | <b>171</b> |
| (1) トラブルの実情                            | 171        |
| (2) 契約や民商法による解決                        | 172        |
| (3) フリーランス法上の受領拒否・返品・給付内容変更・<br>やり直し規制 | 174        |
| (4) フリーランス法上の不当な経済的利益提供強制の規制           | 174        |
| (5) フリーランス法上の買いたたき規制                   | 176        |
| (6) 発注者の実務対応                           | 177        |
| (7) フリーランスの実務対応                        | 178        |
| <b>4 報酬が不当に低い場合のトラブル</b>               | <b>179</b> |
| (1) トラブルの実情                            | 179        |
| (2) 契約や民商法による解決                        | 180        |
| (3) 労働法による解決                           | 180        |
| (4) フリーランス法上の買いたたき規制、独禁法               | 182        |
| (5) 発注者の実務対応                           | 190        |
| (6) フリーランスの実務対応                        | 192        |
| <b>5 インボイスをめぐるトラブル</b>                 | <b>194</b> |
| (1) トラブルの実情                            | 194        |
| (2) インボイス登録の要請・強要                      | 195        |

|                                    |            |
|------------------------------------|------------|
| (3) 値下げ                            | 196        |
| (4) 発注の取り消し・取引の停止                  | 197        |
| (5) 発注者の実務対応                       | 198        |
| (6) フリーランスの実務対応                    | 199        |
| <b>6 違約金、損害賠償や費用等を天引きする場合のトラブル</b> | <b>200</b> |

## 第4章 契約条項をめぐるトラブル

|                               |            |
|-------------------------------|------------|
| <b>1 募集内容と契約条項が異なる場合のトラブル</b> | <b>202</b> |
| (1) トラブルの実情                   | 202        |
| (2) 契約や民商法による解決               | 203        |
| (3) フリーランス法上の的確表示義務           | 206        |
| (4) 独禁法上の規制                   | 215        |
| (5) 発注者の実務対応                  | 216        |
| (6) フリーランスの実務対応               | 219        |
| <b>2 就業場所や就業時間が決まっているトラブル</b> | <b>220</b> |
| (1) トラブルの実情                   | 220        |
| (2) 契約や民商法による解決               | 220        |
| (3) 労働法による解決                  | 221        |
| (4) 発注者の実務対応                  | 221        |
| (5) フリーランスの実務対応               | 221        |
| <b>3 競業避止義務のトラブル</b>          | <b>223</b> |
| (1) トラブルの実情                   | 223        |
| (2) 契約や民商法による解決               | 223        |
| (3) 独禁法による解決                  | 229        |
| (4) 発注者の実務対応                  | 230        |
| (5) フリーランスの実務対応               | 231        |
| <b>4 知的財産権をめぐるトラブル</b>        | <b>231</b> |
| (1) トラブルの実情                   | 231        |
| (2) 著作権法による解決                 | 232        |

|                                |            |
|--------------------------------|------------|
| (3) フリーランス法上の契約条件明示義務          | 234        |
| (4) フリーランス法上の買いたたき規制           | 234        |
| (5) フリーランス法上の不当な経済上の利益の提供要請の規制 | 235        |
| (6) 発注者の実務対応                   | 236        |
| (7) フリーランスの実務対応                | 236        |
| <b>5 フリーランス法上の契約条件明示義務</b>     | <b>237</b> |
| (1) 明示すべき事項                    | 237        |
| (2) 全取引に記載必須の事項の留意点            | 241        |
| (3) 特定の取引・契約条件に記載必須の事項の留意点     | 255        |
| (4) 任意記載事項ごとの留意点               | 261        |
| (5) 契約条件明示の方法                  | 282        |
| (6) 契約条件明示のタイミング               | 285        |
| (7) 発注者の実務対応                   | 287        |
| (8) フリーランスの実務対応                | 293        |

## 第5章 フリーランスの契約解消に伴うトラブル

|          |                          |            |
|----------|--------------------------|------------|
| <b>1</b> | <b>トラブルの実情</b>           | <b>296</b> |
| <b>2</b> | <b>契約や民商法による解決</b>       | <b>296</b> |
| <b>3</b> | <b>労働法による解決</b>          | <b>297</b> |
| (1)      | 解雇規制                     | 297        |
| (2)      | 雇止め規制                    | 298        |
| <b>4</b> | <b>フリーランス法上の禁止行為規制</b>   | <b>298</b> |
| <b>5</b> | <b>フリーランス法上の30日前予告義務</b> | <b>298</b> |
| (1)      | 概 要                      | 298        |
| (2)      | 「継続的業務委託」                | 299        |
| (3)      | 「不更新」「解除」の意味             | 299        |
| (4)      | 予告の方法                    | 300        |
| (5)      | 30日前予告義務がない場合            | 301        |
| (6)      | 30日前予告義務違反の効力            | 309        |



|     |                     |     |
|-----|---------------------|-----|
| 6   | フリーランス法上の契約終了理由開示義務 | 309 |
| (1) | 概要                  | 309 |
| (2) | フリーランスの請求のタイミング     | 310 |
| (3) | 理由開示の方法             | 311 |
| (4) | 理由開示が不要な場合          | 311 |
| 7   | 発注者の実務対応            | 312 |
| (1) | 労働者性の回避             | 312 |
| (2) | フリーランス法の遵守          | 312 |
| 8   | フリーランスの実務対応         | 313 |

## 第6章 フリーランスの契約解消に伴うトラブル

|     |                                   |     |
|-----|-----------------------------------|-----|
| 1   | トラブルの実情                           | 316 |
| 2   | 契約解消の予告期間が制限されていたり長かったりする場合のトラブル  | 318 |
| (1) | 契約や民商法による解決                       | 318 |
| (2) | 労働法による解決                          | 320 |
| (3) | 独禁法等による解決                         | 322 |
| 3   | 発注者が違約金・損害賠償を請求したり、未払報酬の支払を拒むトラブル | 324 |
| (1) | 契約や民商法による解決                       | 324 |
| (2) | 労働法による解決                          | 326 |
| (3) | フリーランス法上の禁止行為規制、独禁法上の解決           | 329 |
| 4   | 発注者がフリーランスの移籍独立を妨害するトラブル          | 333 |
| (1) | 契約や民商法による解決                       | 333 |
| (2) | 独禁法による解決                          | 333 |
| 5   | 発注者の実務対応                          | 336 |
| 6   | フリーランスの実務対応                       | 337 |

## 第7章 ハラスメントトラブル

---

- 1 トラブルの実情 ..... 340
- 2 契約や民商法による解決 ..... 341
- 3 フリーランス法上のハラスメント対策義務 ..... 342
  - (1) 概 要 342
  - (2) 対象となるフリーランス・発注者 343
  - (3) フリーランスに対するハラスメントの意義 344
  - (4) とるべき措置の内容と体制構築の実際 349
- 4 発注者の実務対応 ..... 356
- 5 フリーランスの実務対応 ..... 356

## 第8章 妊娠・出産・育児・介護をめぐるトラブル

---

- 1 トラブルの実情 ..... 360
- 2 フリーランス法上の妊娠出産育児介護配慮義務 ..... 360
  - (1) 概 要 360
  - (2) 「継続的業務委託」 360
  - (3) 「妊娠」「出産」「育児」「介護」とは 374
  - (4) フリーランスの申出 374
  - (5) 行うべき配慮の内容 375
  - (6) 許されない行為 380
- 3 発注者の実務対応 ..... 381
- 4 フリーランスの実務対応 ..... 381

## 第9章 マッチング業者をめぐるトラブル

---

- 1 トラブルの原因 ..... 384
- 2 マッチング業者の多様な類型 ..... 384
  - (1) 再委託型 385

|                                           |     |
|-------------------------------------------|-----|
| (2) 媒介型                                   | 386 |
| (3) プラットフォーム型                             | 387 |
| (4) 3種類の区別                                | 388 |
| (5) 各種法規制の概観                              | 393 |
| 3 労働法におけるマッチング業者規制                        | 394 |
| (1) 労働者派遣                                 | 395 |
| (2) 労働者供給                                 | 396 |
| (3) 職業紹介・委託募集・募集情報等提供                     | 397 |
| 4 フリーランス法との関係                             | 400 |
| 5 民商法・消費者法による解決                           | 401 |
| (1) 商法上の仲立規制                              | 401 |
| (2) 名板貸人の責任・保証責任                          | 403 |
| (3) 約款規制                                  | 406 |
| (4) 特商法上の業務提供誘引販売取引                       | 408 |
| (5) 一般法理を根拠とした裁判例                         | 409 |
| 6 独禁法上の規制                                 | 422 |
| (1) 規約の変更による手数料引き上げ等（優越的地位の濫用）            | 422 |
| (2) 他プラットフォームの排除（排他条件付取引、拘束条件付取引、単独の取引拒絶） | 423 |
| (3) ぎまんの顧客誘引                              | 424 |
| 7 プラットフォーム透明化法上の規制                        | 425 |
| 8 発注者の実務対応                                | 427 |
| (1) フリーランスの氏名住所情報の確保                      | 427 |
| (2) 労働者性に留意                               | 427 |
| (3) フリーランス法の義務主体はあくまで発注者                  | 428 |
| 9 フリーランスの実務対応                             | 429 |
| (1) 対発注者の対応                               | 429 |
| (2) 対マッチング業者の対応                           | 429 |

## 第10章 国境を越えるフリーランス・トラブル

---

|   |                          |     |
|---|--------------------------|-----|
| 1 | トラブルの実情                  | 432 |
| 2 | フリーランス法の国際的適用関係          | 432 |
|   | (1) 政府見解                 | 432 |
|   | (2) 労働法規の国際的適用範囲         | 433 |
|   | (3) 独禁法・下請法（取適法）の国際的適用範囲 | 437 |
|   | (4) フリーランス法の国際的適用範囲      | 439 |
| 3 | 準拠法                      | 445 |
| 4 | 紛争解決条項                   | 445 |
| 5 | コミュニケーションの方法や言語          | 447 |
| 6 | 報酬支払                     | 448 |
|   | (1) 国境を越えた報酬支払           | 448 |
|   | (2) 海外送金の留意点             | 449 |
|   | (3) 暗号資産による報酬支払          | 450 |
| 7 | PE リスク                   | 450 |
| 8 | 発注者の実務対応                 | 451 |
| 9 | フリーランスの実務対応              | 451 |

## 第11章 トラブル解決手続

---

|   |                                |     |
|---|--------------------------------|-----|
| 1 | フリーランス法に基づく行政当局への申告、行政指導、勧告、命令 | 454 |
|   | (1) 行政的エンフォースメント（執行）の仕組み       | 454 |
|   | (2) フリーランス法違反申出窓口              | 457 |
|   | (3) 法執行の実情                     | 459 |
|   | (4) 発注者の実務対応                   | 477 |
|   | (5) フリーランスの実務対応                | 478 |
| 2 | 労基署・労働局への申出、総合労働相談コーナーへの相談     | 478 |

|                                   |            |
|-----------------------------------|------------|
| (1) 労基署                           | 478        |
| (2) 労働局                           | 480        |
| (3) 総合労働相談コーナー                    | 481        |
| (4) 発注者の実務対応                      | 482        |
| (5) フリーランスの実務対応                   | 482        |
| <b>3 都道府県労働局のあっせん</b>             | <b>483</b> |
| <b>4 少額訴訟・通常訴訟</b>                | <b>484</b> |
| (1) 概要                            | 484        |
| (2) 発注者の実務対応                      | 485        |
| (3) フリーランスの実務対応                   | 485        |
| <b>5 督促手続</b>                     | <b>487</b> |
| <b>6 民事調停</b>                     | <b>488</b> |
| (1) 概要                            | 488        |
| (2) 発注者の実務対応                      | 489        |
| (3) フリーランスの実務対応                   | 490        |
| <b>7 相手方の氏名住所を特定する手続</b>          | <b>491</b> |
| (1) 住民票や戸籍の請求                     | 491        |
| (2) 弁護士会照会                        | 492        |
| (3) 発信者情報開示                       | 492        |
| <b>8 フリーランス・トラブル110番の和解あっせん手続</b> | <b>493</b> |
| (1) 概要                            | 493        |
| (2) 発注者の実務対応                      | 494        |
| (3) フリーランスの実務対応                   | 495        |
| <b>9 その他</b>                      | <b>496</b> |
| <b>▶判例索引</b>                      | <b>497</b> |

## 凡 例

## ◆法 令◆

| 略 称                  | 正式名称                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| フリーランス法              | 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律25号）                                                                                                                                                                                                                                 |
| フリーランス令              | 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令（令和6年政令200号）                                                                                                                                                                                                                             |
| 公取則                  | 公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則（令和6年公正取引委員会規則3号）                                                                                                                                                                                                              |
| 厚労則                  | 厚生労働省関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則（令和6年厚生労働省令94号）                                                                                                                                                                                                                  |
| 指 針                  | 特定業務委託事業者が募集情報の的確な表示、育児介護等に対する配慮及び業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等に関して適切に対処するための指針（令和6年厚生労働省告示212号）                                                                                                                                                                |
| 解釈ガイドライン             | 公正取引委員会・厚生労働省「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」（令和6年5月31日、令和7年10月1日改正）                                                                                                                                                                                                  |
| 執行ガイドライン             | 公正取引委員会「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律と独占禁止法及び下請法との適用関係等の考え方」（令和6年5月31日、令和8年1月1日改正）                                                                                                                                                                                       |
| 下位法令パ<br>ブコメ回答       | 「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令（案）」等に対する意見の概要及びそれに対する考え方（令和6年5月31日）<br><a href="https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/may/02_fl_opinionandthinking.pdf">https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/may/02_fl_opinionandthinking.pdf</a> [2026年1月1日最終閲覧] |
| フリーラン<br>スガイドラ<br>イン | 公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」（令和3年3月26日、令和8年1月1日改定）                                                                                                                                                                                        |
| Q&A                  | 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）Q&A（2026年1月1日時点）<br><a href="https://www.jftc.go.jp/flpa_1.pdf">https://www.jftc.go.jp/flpa_1.pdf</a> [2025年12月29日閲覧]                                                                                                   |
| 独禁法                  | 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律54号）                                                                                                                                                                                                                                 |
| 一般指定                 | 不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示15号）                                                                                                                                                                                                                                   |

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取適法       | 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律120号）（旧下請法）                                                                                                                                                                                                                       |
| 4条明示規則    | 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第四条の明示に関する規則（令和7年公正取引委員会規則8号）                                                                                                                                                                                                             |
| 旧3条書面規則   | 下請代金支払遅延等防止法第3条の書面の記載事項等に関する規則（平成15年公正取引委員会規則7号）であって、4条明示規則により全部改正される前のもの                                                                                                                                                                                                      |
| 実演家指針     | 内閣官房・公正取引委員会「実演家等と芸能事務所、放送事業者等及びレコード会社との取引の適正化に関する指針」（令和7年9月30日、令和8年1月1日改正）<br><a href="https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jan/260101_geinouushishin_01.pdf">https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jan/260101_geinouushishin_01.pdf</a> 【2026年6月7日最終閲覧】 |
| 労基法       | 労働基準法（昭和22年法律49号）                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 労契法       | 労働契約法（平成19年法律128号）                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 均等法       | 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律113号）                                                                                                                                                                                                                                   |
| 労働施策総合推進法 | 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律132号）                                                                                                                                                                                                                           |
| 派遣法       | 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律88号）                                                                                                                                                                                                                                  |
| 職安法       | 職業安定法（昭和22年法141号）                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 職業紹介要領    | 厚生労働省職業安定局「職業紹介事業の業務運営要領」（令和8年5月版）                                                                                                                                                                                                                                             |
| 電子商取引準則   | 経済産業省「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」（令和7年2月版）                                                                                                                                                                                                                                            |

## ◆文 献◆

| 略 称  | 正式名称                                            |
|------|-------------------------------------------------|
| 渡辺ほか | 渡辺正道ほか「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の概要」ジュリスト1589号46頁 |
| 岡田ほか | 岡田博己ほか「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」公正取引873号31頁      |
| 松井ほか | 松井佑介ほか「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の概要」NBL1246号35頁   |

|               |                                                                                                                                                               |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 池田＝倉重         | 池田毅＝倉重公太郎編著『フリーランスとの取引と企業対応』（有斐閣、2025年）                                                                                                                       |
| 鎌田＝長谷川        | 鎌田耕一＝長谷川聡『フリーランスの働き方と法（第2版）』（日本法令、2025年）                                                                                                                      |
| フリーランスハンドブック  | 第二東京弁護士会労働問題検討委員会編著『フリーランスハンドブック』（労働開発研究会、2021年）                                                                                                              |
| 取適法テキスト       | 公正取引委員会・中小企業庁「中小受託取引適正化法テキスト」（令和7年11月）<br><a href="https://www.jftc.go.jp/toriteki/r7text.pdf">https://www.jftc.go.jp/toriteki/r7text.pdf</a> [2025年12月29日閲覧] |
| 長澤            | 長澤哲也『取引適正化法制の解説と分析』（商事法務、2026年）                                                                                                                               |
| 鎌田明           | 鎌田明『下請法の実務（第4版）』（公正取引協会、2017年）                                                                                                                                |
| 内田ほか          | 内田清人ほか『下請法の法律相談』（青林書院、2022年）                                                                                                                                  |
| 厚労省労働基準局上     | 厚生労働省労働基準局『令和3年版労働基準法上』（労務行政、2022年）                                                                                                                           |
| 厚労省労働基準局下     | 厚生労働省労働基準局『令和3年版労働基準法下』（労務行政、2022年）                                                                                                                           |
| 水町詳解          | 水町勇一郎『詳解労働法（第4版）』（東京大学出版会、2025年）                                                                                                                              |
| 労働事件ハンドブック    | 第二東京弁護士会労働問題検討委員会編『労働事件ハンドブック（改訂版）』（労働開発研究会、2023年）                                                                                                            |
| 新注釈民法<br>(14) | 山本豊編『新注釈民法(14)債権(7)』（有斐閣、2018年）                                                                                                                               |

## ◆その他◆

| 略 称 | 正式名称    |
|-----|---------|
| 厚労省 | 厚生労働省   |
| 中企庁 | 中小企業庁   |
| 公取委 | 公正取引委員会 |
| 労基署 | 労働基準監督署 |



## 第1章

# フリーランスをめぐる 法制度と実態

# 1 フリーランスの定義

## (1) フリーランス法以前の議論

「フリーランス」という語は、昨今人口に<sup>かいしや</sup>膾炙してきている割に、長らく法令上厳密に定義されてきませんでした。厳密な定義が難しいところに、「フリーランス」という働き方の自由な側面が端的に表れているといえるかもしれません。それでも、フリーランスを法的な保護の下に置こうと思うと、何らかの定義を置く必要があり、これまで議論が積み重ねられてきました。フリーランス法に至る政府の議論の流れは、図表1-1-1のとおりです。

【図表1-1-1】 これまでの政府の議論

| 日 時       | 主 体  | ガイドライン・報告書等                                  |
|-----------|------|----------------------------------------------|
| 2005/9/15 | 厚労省  | 今後の労働契約法制の在り方に関する研究会報告書                      |
| 2010/4/28 | 厚労省  | 個人請負型就業者に関する研究会報告書                           |
| 2015      | 厚労省  | 今後の在宅就業施策の在り方に関する検討会報告書<br>平成27年度            |
| 2017/3    | 経産省  | 「雇用関係によらない働き方」に関する研究会報告書                     |
| 2018/1    | 厚労省  | 副業・兼業の促進に関するガイドライン（のち、<br>2022/7に改訂）         |
| 2018/2    | 厚労省  | 自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン                     |
| 2018/2/15 | 公取委  | 「人材と競争政策に関する検討会」報告書                          |
| 2018/3/30 | 厚労省  | 「雇用類似の働き方に関する検討会」報告書                         |
| 2019/6/28 | 厚労省  | 雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会中<br>間整理              |
| 2019/9/20 | 厚労省  | 「働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する<br>懇談会」における議論のとりまとめ |
| 2020/6/25 | 内閣官房 | 全世代型社会保障検討会議第2次中間報告                          |

|            |       |                                                                |
|------------|-------|----------------------------------------------------------------|
| 2020/12/25 | 厚労省   | 雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会<br>これまで（令和元年6月中間整理以降）の議論のご意見について       |
| 2021/3/26  | 4省庁*  | フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（フリーランスガイドライン）（のち、2026/1/1に改訂） |
| 2022/9/13  | 内閣官房  | フリーランスに係る取引適正化のための法制度の方向性                                      |
| 2022/12/16 | 内閣官房  | 全世代型社会保障構築会議報告書                                                |
| 2023/5/12  | （法律）  | フリーランス法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）公布                             |
| 2023/10/27 | 厚労省   | 個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会報告書                                 |
| 2024/1/19  | 公取委   | 特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会報告書                                     |
| 2024/5/22  | 厚労省   | 特定受託事業者の就業環境の整備に関する検討会報告書                                      |
| 2024/5/31  | 公取・厚労 | フリーランス法の政省令・指針・ガイドライン公表                                        |

（出典）筆者作成 \*内閣官房・公取委・中企庁・厚労省

これまでの議論の一つの到達点として、2021年3月26日に4省庁（内閣官房、公取委、中小企業庁、厚労省）合同で作成公表したフリーランスガイドラインは、「フリーランス」の語を、「実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者」と初めて明確に定義しました。しかし、フリーランスガイドラインは既存の法律の適用関係を明らかにしたものにはすぎず、この定義に当てはまるか否かが既存の法律の適用関係を<sup>せつぜん</sup>截然と分けるものではありません。この意味で、この定義自体にはあまり大きな意味はないといえることができます。

なお、フリーランスガイドラインの定義では、「実店舗がな」との要件がありますので、実店舗がある働き手は「フリーランス」ではないということになってしまいます。しかし、フリーランスは個人で業務を遂行して生計を立てる弱い存在であるところ、実店舗

があればかかる弱さが典型的になくなると即断することもできません。保護すべきフリーランスの範囲を考えるうえでは余計な要件が加重されていたという問題もありました。

## (2) フリーランス法での定義

フリーランス法は、世の中で「フリーランス」と呼ばれている働き手を適用対象と定めた初めての法律である点で、画期的なものです。ところが、この法律さえ、「フリーランス」という語は一切用いておらず、代わりに「特定受託事業者」という聞きなれない用語を用いています。政府によれば、具体的にどのような者が「フリーランス」に該当するのか、現在でも必ずしも共通した理解があるわけではなく、また今後も様々な形態のフリーランスが登場する可能性があるため、法律で「フリーランス」の語を定義すると今後適切な施策をするにあたって足かせになってしまうおそれがあることが、その理由であるとのことでした。

フリーランス法は、その適用対象となるフリーランスを「特定受託事業者」という語で表現しており（フリーランス法2条1項）、その定義は以下のとおりです。

### ■フリーランス法2条

- 一 「業務委託」の相手方である「事業者」の個人であって、「従業員」を使用しないもの
- 二 「業務委託」の相手方である「事業者」の法人であって、1名の代表者以外に「役員」がおらず、かつ、「従業員」を使用しないもの

フリーランス法にいう「特定受託事業者」の定義の詳細は、第2章2で詳しく解説することになります。

## 2 フリーランスをめぐる統計

### (1) フリーランスの数

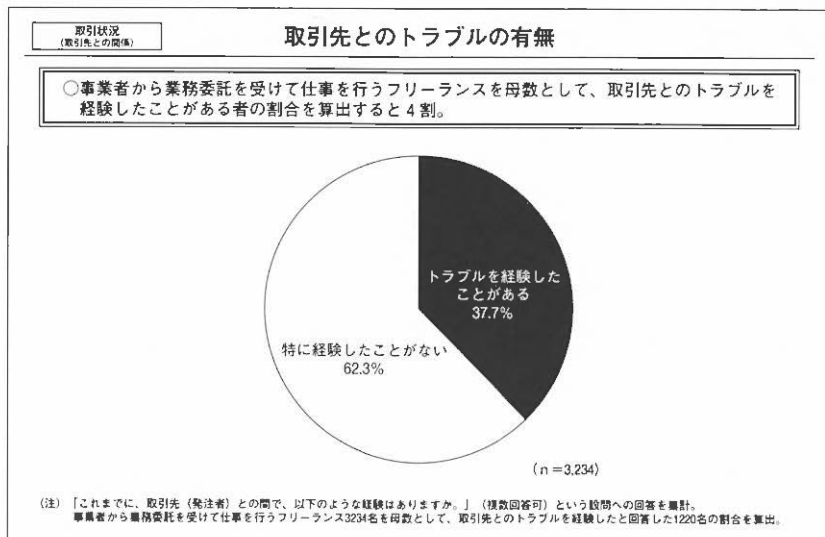
フリーランスと呼ばれる働き手は、世の中にどのくらいいるのでしょうか。2020年5月に内閣官房日本経済再生総合事務局が公表した「フリーランス実態調査結果」<sup>1)</sup>は、①自身で事業等を営んでいる、②従業員を雇用していない、③実店舗を持たない、④農林漁業従事者ではない、という条件のすべてを満たす者（法人の経営者を含む）をフリーランスとして定義し、このように定義されたフリーランスの数を、462万人（本業214万人／副業248万人）と試算しています。同試算結果は、2020年2～3月に実施した調査をもとにしていますが、総務省統計局の「労働力調査」によれば、2020年3月時点の労働力人口は6,936万人（季節調整値）とされていますから<sup>2)</sup>、割合にして約6.7%です。2020年3月の時点でも、労働力人口の15人に1人程度はフリーランスだったことになります。

上記「フリーランス実態調査結果」によれば、取引先とのトラブルを経験したことがあると答えたフリーランスは、37.7%にも上ることがわかります（図表1-2-1）。フリーランス全体が462万人だと試算されていますから、174万人超ものフリーランスがトラブルを経験していることになります。いかに世の中でフリーランス・トラブルが潜在しているかがよくわかります。

1 [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/freelance/dail/siryoul3.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/freelance/dail/siryoul3.pdf) [2026年6月1日閲覧]

2 <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200531&tstat=000001226583&cycle=0&tclass1=000001226851&tclass2=00001226852&tclass3val=0> [2025年5月5日閲覧]

【図表1-2-1】 トラブル経験の割合



（出典） 内閣官房日本経済再生総合事務局「フリーランス実態調査結果」（2020年5月）17頁<sup>3</sup>

## （2）フリーランス・トラブルの実情

次に、フリーランス・トラブルの実情を示す統計も見てみましょう。第二東京弁護士会は、厚労省から委託を受けて、フリーランスに対し弁護士による無料相談を行う「フリーランス・トラブル110番」事業<sup>4</sup>を運営しています。同事業の相談件数その他の統計は、定期的に厚労省のウェブページ<sup>5</sup>で更新されており、フリーランス・トラブルの最新実情を知るうえでは最適の統計といえましょう。

まず、フリーランスの相談件数を見てみると、2025年4月～2026

3 前掲・注1）。

4 <https://freelancel10.mhlw.go.jp/>

5 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/zaitaku/index\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html) [2025年5月5日閲覧]

年3月の1年間の総相談件数は13,400件です<sup>6</sup>。月千件を超える相談を受け付けていることになります。フリーランスに幅広く同事業の相談窓口が使われているのが実情ですが、フリーランスの立場からすれば、無料で手軽に相談できる強力な窓口の存在は心強い反面、発注者の立場からすれば、弁護士の助言を受けたフリーランスが一定の法的整理を背景に主張を展開する可能性が高まっているということです。フリーランス・トラブルが顕在化するリスクは、かなり高まっているといえるでしょう。

どのような業種がトラブルになりやすいのでしょうか。2025年4月～2026年3月の1年間の相談実績を見ると、運送関係、システム開発・ウェブ作成関係、建設業、営業、デザイン・ライター・映像・カメラマンなどのクリエイター関係、美容関係（美容師やネイリストなどが含まれる）、舞台・演劇などの芸能関係、コンサルタント、講師業、スポーツ指導業といった業種が相談件数の上位を占めています（図表1-2-2）。フリーランスであれ発注者であれ、特にこれらの業態ではトラブルを予防するために対策をとる必要性が高いといえそうです。

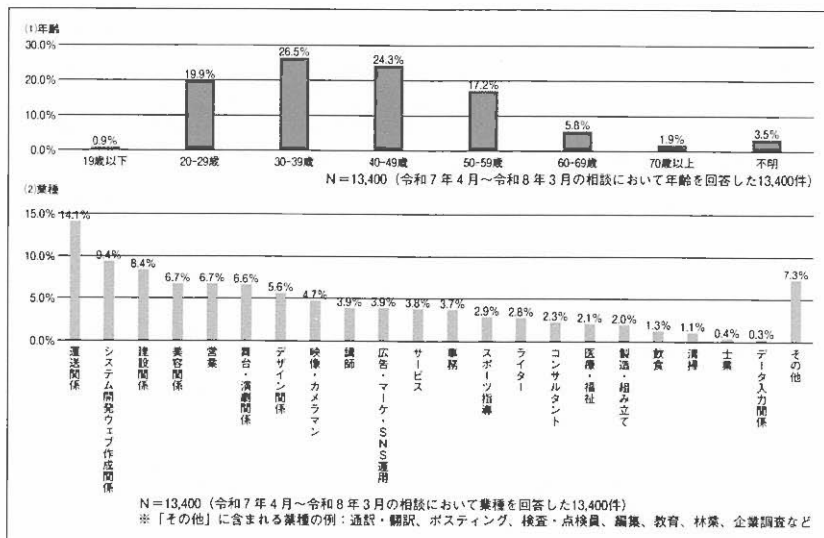
どのようなトラブルが多いのでしょうか。2025年4月～2026年3月の1年間の相談実績を見てみましょう（図表1-2-3）。

圧倒的に多いのが、報酬の支払に関するトラブルです（29.4%）。後述のとおり、フリーランス法はこれに対し一定の手当をしていますが、トラブルの現場ではフリーランス法だけで問題を解決することは困難であり、既存の他の法分野も利用することになります。第3章で詳述します。

2番目に多いのは、契約条件の明示に関する相談であり（17.6%）、要するに、契約書や発注書など契約条件を示す書面等を作成してくれない、発注者から契約条件の明示がないという相談です。実は、

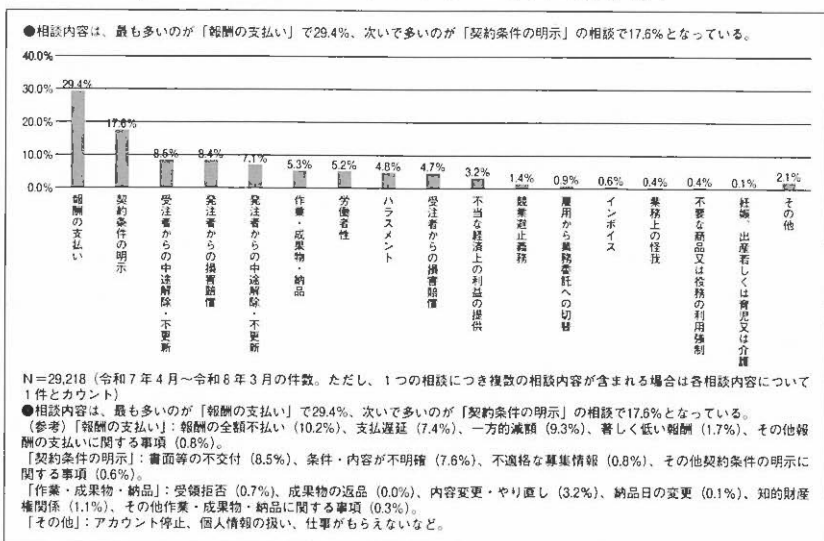
6 <https://www.mhlw.go.jp/content/001421131.pdf> [2026年6月1日閲覧]

【図表1-2-2】 フリーランス・トラブル110番の相談者属性（年齢、業種）



(出典) 厚労省令和8年4月時点統計資料2頁

【図表1-2-3】 フリーランス・トラブル110番の相談内容



(出典) 厚労省令和8年4月時点統計資料3頁



契約条件の明示がないことが、その他の種類のトラブル（例えば、報酬の不払いや減額、作業・成果物・納品に関するトラブル、無償労働などの不当な経済上の利益の提供のトラブルなど）を誘発する側面があります。フリーランス法で発注者に契約条件明示義務が定められたところであり、特にフリーランス法対応が重要になります。第4章で詳述します。

3番目は、受注者からの中途解除・不更新の相談です（8.5%）。これは要するに、フリーランスが辞めたいといっているのに辞めさせてくれないというトラブルです。これと密接に関連するのが、4番目の発注者からの損害賠償の相談であり（8.4%）、要するに、発注者がフリーランスに対し損害賠償を請求するというトラブルです。両者はセットで起こることが実務上多く、例えば、フリーランスが辞めたいと申し出たところ、それを妨害するために発注者が損害賠償請求をちらつかせ、場合によっては実行するというトラブルについてよく相談されます。しかし、このトラブルに対し、フリーランス法は何らの手当もしていません。そこで、フリーランス法以外の既存の法分野を用いることになります。第6章で詳述します。

5番目は、発注者からの中途解除・不更新の相談であり（7.1%）、要するに発注者側がフリーランスに対する発注をキャンセルしたり、契約を解消したりするトラブルです。これについてはフリーランス法が明示の規制を設けているため、これがトラブル解決の指針になり得ますが、実際には、民法など他の法分野を援用しなければならないことも多いのが実情です。第5章で詳述します。

7番目は、労働者性の相談であり（5.2%）、要するに、フリーランスといいつつ、実態は労働者（偽装フリーランス）なのではないかという相談です。これと関連するのが、元々雇用形態で働いていたのに、事後的に業務委託に切り替えられたという相談です（0.9%）。世の中でフリーランス、業務委託、準委任契約などの形式で働いている人々の中には、働き方の実態を見れば労働法で保護

されるべき「労働者」である人は少なくありません。そこで、フリーランスの立場からすれば、自らは「労働者」であると主張することができれば、フリーランス法や民法よりも手厚い労働法の保護を受けることができ、より強力な武器を手に入れることができます。他方で、発注者の立場からすれば、フリーランス等の形式であっても、実態を見れば「労働者」といわれても仕方のない働かせ方をすれば、労働法の適用を受けてしまうリスクがあるため、いかにこのような働かせ方を防止するかが問われることになります。第2章1で詳述します。

8番目は、ハラスメントの相談です（4.8%）。フリーランス法は、フリーランスに対するハラスメントを防止する対策義務を発注者に課しており、これへの対応が求められます。第7章で詳述します。

このほか、数は少ないものの、妊娠、出産、育児、介護に関する相談（0.1%）については、フリーランス法で明示の規制が設けられたことも踏まえて、第8章で詳述しています。

### 3 フリーランスをめぐる法規制の全体像

フリーランス・トラブルを考えるにあたって考えるべき法規制は、フリーランス法だけではなく、実はフリーランス法施行前から存在した数々の法分野も含まれます。

#### (1) 労働法

まず、労働法と呼ばれる法分野があります。労基法、労契法、労働安全衛生法、労災保険法、雇用保険法など、「労働者」と呼ばれる働き手に適用があります。

しかし、フリーランスは、個人で業務を遂行して生計を立てる弱

## 著者略歴

### 宇賀神 崇（うがじん たかし）

---

宇賀神国際法律事務所 代表弁護士（日本・ニューヨーク州弁護士）  
フリーランスのほか、副業・兼業、越境ワークなど、従来型の雇用にとられない「自由な働き方」の伝道者。

2010年東京大学法学部卒、2012年東京大学法科大学院修了、2013年弁護士登録（66期）、2014～2022年森・濱田松本法律事務所、2016年中国対外経済貿易大学高級ビジネス中国語課程修了、2019年ジョージタウン大学ローセンター修了、2019～2020年香港 Gall Solicitors で執務、2020年ニューヨーク州弁護士登録、2023年東京簡易裁判所民事調停官、2024年成蹊大学非常勤講師、2025～2026年株式会社駅探社外取締役。BUSINESS LAWYERS AWARD 2025・週刊東洋経済「最新！企業法務弁護士ランキング」人事労務部門第3位にランクイン。

#### 〔著書等〕

『実務フロー順でわかるフリーランス法への対応』（中央経済社、2025年、単著）

『フリーランスとの取引と企業対応』（有斐閣、2025年、共著）

『ケーススタディでわかる フリーランス・事業者間取引適正化等法の実務対応』（第一法規、共編著）

『Q&A 実務家のためのフリーランス法のポイントと実務対応』（新日本法規、2024年、共編著）

「フリーランス法の適用範囲と企業対応のポイントを弁護士が解説」（BUSINESS LAWYERS、2026年）

『フリーランスハンドブック』『労働事件ハンドブック改訂版』（労働開発研究会、共著）

『Q&A 越境ワークの法務・労務・税務ガイドブック』（日本法令、2023年、共編著）

『副業・兼業の実務上の問題点と対応』（商事法務、共著）

『実務中国労働法』（経団連出版、共著）

『働き方改革時代の規程集』（労務行政、共著）

『香港 国家安全維持法のインパクト』（日本評論社、共著）ほか著作多数。  
フリーランス、副業・兼業等の自由な働き方に関するセミナー多数。